

8月から国民健康保険証が新しくなります

■ 8月1日から保険証が新しくなります

- ・7月6日(水)頃から簡易書留郵便でお届けします。
- ・届いた保険証はなくさないよう、大切に扱きましょう。

セピア色
です



■ 新しい保険証の記載内容を必ず確認してください

- ・保険料の滞納があると、通常より有効期限が短い保険証が発行されます。
- ・旧保険証は、裁断して破棄するか、市役所・各総合支所・出張所まで返還してください。

■ 配達時に不在で受け取れなかったときの問い合わせ先

7月30日(土)まで：石岡郵便局コールセンター ☎ 不在票に記載された電話番号
8月2日(火)以降：医療保険課 国保年金係 ☎ 0299-48-1111 (内線 1103・1105)

■ 配達時に不在で受け取れなかったときの受け取り方法

受け取り期間	お住まいの地区	受け取り窓口	持ち物
8月2日(火)～5日(金)	全地区	市役所本庁医療保険課	本人確認書類(運転免許証など)か旧保険証 ※別世帯の方が受け取る場合は委任状が必要です
8月8日(月)午後以降	美野里	市役所本庁医療保険課	
	小川	小川総合支所総合窓口係	
	玉里	玉里総合支所総合窓口係	

問い合わせ 医療保険課 国保年金係 ☎ 0299-48-1111 (内線 1103・1105)

8月から後期高齢者医療保険の保険証が新しくなります

■ 8月1日から保険証が新しくなります

- ・7月31日(日)までに簡易書留郵便でお届けします。
- ※今年度は窓口負担割合の見直しが行われるため、有効期限がどなたも令和4年9月30日になります。令和4年10月1日からの新しい保険証は9月30日までにお届けします。

■ 新しい保険証の記載内容を必ず確認してください

- ・保険料の滞納があると、通常より有効期限が短い保険証が発行されます。
- ・緑色の旧保険証は、8月1日以降に裁断し破棄してください。

■ 保険料の初回納期限は令和4年8月1日です

保険料の納め方は、次の2通りあります。

① 普通徴収

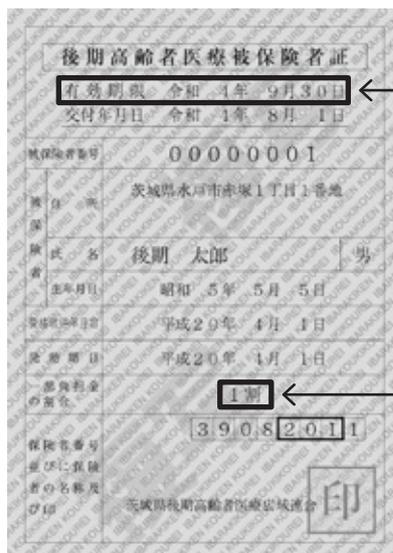
- ・納入通知書と納付書を7月中旬に発送します。
- ・納付書納付か口座振替納付のいずれかで、納期限までに納付してください。

② 特別徴収

- ・年金から年6回天引きする方法です。
- ・保険料額決定通知書を8月上旬に発送します。

■ 限度額適用認定証(青色)

認定証をすでにお持ちで、令和4年度も該当する方には、保険証と一緒に新しい認定証をお送りします。



有効期限

紫色
です

8月からの
負担金の割合
(1割または3割)

■ 限度額適用・標準負担額減額認定証(黄色)

認定証をすでにお持ちで、令和4年度も同一世帯の全員が住民税非課税の方には、保険証と一緒に新しい認定証をお送りします。

問い合わせ 医療保険課 医療福祉係
☎ 0299-48-1111 (内線 1106・1108)